

官業民営化等WGヒアリング調査票 (許認可等に係る審査・検査・検定・資格試験等)

所管省庁名：経済産業省

1.名称	砂利採取業務主任者試験
2.根拠法令	砂利採取法第15条
3.実施主体	都道府県
4.従事者数	各都道府県とも当該試験のための専任職員配置無し
5.予算額	407万円 (平成16年度 / 都道府県砂利採取法連絡協議会から骨材資源工学会への試験問題作成関連事務についての委託契約額)
6.事業の内容	<p>(目的) 砂利採取法に基づき、砂利の採取に伴う災害の防止に関して必要な知識及び技能について判断すること。</p> <p>(根拠法令) 砂利採取法第15条第1項</p> <p>(実施時期) 年1回以上 (平成15年度は11月実施)</p> <p>(受験・応募資格) 制限無し</p> <p>(実施者) 各都道府県</p>
7.民間移管の 具体的内容	<p>試験問題の作成に関する事務は、都道府県砂利採取法連絡協議会から骨材資源工学会に委託している。</p>
8.更なる民間開放 についての見解	<p>本試験の作成については、都道府県砂利採取法連絡協議会による民間委託により事務を行っている。試験に当たっては、法令関連問題について実務知識に根ざした問題を作成するため、規制実務を担当する都道府県職員の知見を活用して作成が行われている等都道府県により主体的に作成が行われているところ、さらなる民間開放を行う場合には、引き続き都道府県の実務知識に根ざした問題作成が行われることが望ましい。</p> <p>また、砂利採取業務主任者試験については、各都道府県において実施されている。受験者の僅少な都道府県も多く(15年度に10名以下の受験者が22都県)試験の実施採点に当たっては、都道府県の職員施設を活用し、最大限効率的に行っているところ、民間事業者による試験の実施採点により、受験料の上昇を招く可能性があることにも留意する必要がある。</p> <p>なお、砂利採取業務主任者試験は都道府県の自治事務であることから、民間開放の拡大の検討に当たっては、都道府県の意向を踏まえる必要がある。</p>

砂利採取業務主任者、砂利採取業務主任者試験とは

砂利採取法は、砂利の採取に伴う災害防止を図るために、砂利採取業者に都道府県知事への登録を義務付けている。登録に当たっては、事業所毎の砂利採取業務主任者の指名が必要。砂利採取業務主任者は、以下のような業務を行うことにより、採取現場における災害防止の中心的役割を担うこととされている。

- ・ 採取現場において、認可採取計画に従って砂利の採取が行われるように監督すること
- ・ 採取計画の作成及び変更に参加すること 等

砂利採取業務主任者試験は、砂利の採取に伴う災害の防止に関して必要な知識及び技能について都道府県知事が行なうこととされている。

砂利採取業務主任者試験に関する事務手続

都道府県砂利採取法連絡協議会

骨材資源工学会へ試験問題作成を委託

骨材資源工学会

委員会の設置 (都道府県職員、学識経験者)
問題の作成

都道府県砂利採取法連絡協議会

都道府県へ問題送付

都道府県

公報公告による受験者募集
(受験料 7,600 ~ 8,000円)

試験実施 採点

合格証の交付

受験者数
12年度 1570名
13年度 1270名
14年度 1102名
15年度 929名

業務主任者に係る法規抜粋

砂利採取法（昭和四十三年五月三十日法律第七十四号）

（目的）

第一条 この法律は、砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。

（登録）

第三条 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く砂利採取業務主任者（以下「業務主任者」という。）の氏名
 - 三 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第六条第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の拒否）

第六条 都道府県知事は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 第三条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であつて法人であるものが第十二条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの
- 五 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第三号までに該当しないものを業務主任者として置いていない者
 - イ 砂利採取業務主任者試験（以下「業務主任者試験」という。）に合格した者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者

（変更の届出）

第九条 砂利採取業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

（登録の取消し等）

第十二条 都道府県知事は、その登録を受けた砂利採取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第六条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。
- 二 第六条第一項第五号の規定に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から二週間を経過してもなお同号の規定に該当しているとき。

（業務主任者の義務等）

第十四条 業務主任者は、砂利の採取に伴う災害の防止に関し経済産業省令で定める職務を誠実に行わなければならない。

- 2 砂利の採取に従事する者は、業務主任者がその職務を行なうために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

（業務主任者試験等）

第十五条 業務主任者試験は、砂利の採取に伴う災害の防止に関して必要な知識及び技能について都道府県知事が行なう。

砂利採取業者の登録等に関する規則 (昭和四十三年七月十八日通商産業省令第八十号)

(業務主任者の職務)

第七条 法第十四条第一項 の経済産業省令で定める業務主任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 採取計画の作成及び変更に参加すること。
- 二 砂利採取場において、認可採取計画に従つて砂利の採取が行われるよう監督すること。
- 三 砂利の採取に従事する者に対する砂利の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。
- 四 法第三十二条 の帳簿の記載及び法第三十三条 の報告について監督すること。
- 五 砂利の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

(業務主任者試験)

第八条 法第十五条第二項 の規定による業務主任者試験は、毎年少なくとも一回実施するものとし、当該業務主任者試験を施行する場所および期日ならびに受験願書の提出期限は、あらかじめ都道府県の公報で公告しなければならない。

(試験科目等)

第九条 業務主任者試験は、筆記による試験とし、その試験科目は、次に掲げる事項とする。

- 一 砂利の採取に関する法令
- 二 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。)

(受験手続)

第十条 業務主任者試験を受けようとする者は、様式第九による受験願書に写真(手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(合格証)

第十一条 都道府県知事は、業務主任者試験に合格した者に対し、様式第十一による合格証を交付するものとする。